



♡ 18

いいね!: gachastagram.11、他

ikusaka_tattoko ·

生坂村は1月27日に

観光庁 第2回サステナブルな旅アワードの特別賞を受賞いたしました 🌟

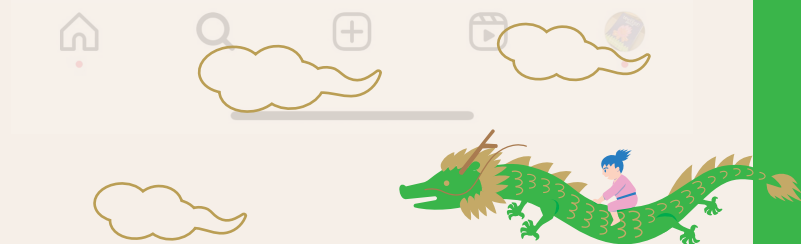
非常に先進的な取組であると講評いただき里地里山の再生へのアプローチの手法を評価いただきました

おめでとうございます 🎉

講評> ※一部抜粋

山間部や農村地域の遊休地や耕作放棄地を活用して地元の住民との交流を通じて再生していくプログラムは類似地域でも応用可能である。本プログラムの企業視察には東京から7社が参加しており、今後はサステナビリティ領域での企業との連携による地域支援や活動など広がりも期待される。

1月29日



Instagramでは
その他投稿も
ご覧いただけますので、
是非フォロー
よろしくお願いします!

Instagram



WEB



INTERVIEW

「親子(齋藤家)」

Q1. 生坂村のどこが好き?

なんとなく顔がみえる小さな村のあったかい雰囲気。やまなみからあがる大きな月の夜が好きです。

Q2. 親から子へ、この村で未来に残したいものなどありますか?

山や田んぼ、畑など身近にある自然。その自然を身近に暮らしてこられた生活ぶり、おやきなどの文化。

Q3. 本事業に期待していることは?

ゼロカーボンの取組は賛同する部分もありますが、CO2を減らすことが、暮らしの文化や自然環境を次世代に残していくこととリンクしているのかな?と思うことも多いです。「真の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず～」という言葉を先日目にしました。身の丈にあった生坂村らしい文化が紡がれ、続いて行って欲しいと願っております。まずは自分の暮らしから。

EDITOR'S NOTE

編集後記

雪の日が多くなってきましたね。雪が積もると心配なのが、交通と停電。事務局では、蓄電池はまだですがソーラーパネルの設置が完了しました。工事はなんと半日。工事が始まるまでは緊張しましたが、付けてみると拍子抜けするほどあっという間でした。蓄電池が付けば停電しても安心ですね。自宅と比較して見学されたい方はぜひ、お越しください。

齋藤 博久
(合同会社 HITTIISOY)

〔発行元〕生坂村 〔編集〕いくさかゼロカーボン事務局
〔電話〕050-3354-7715 〔メール〕info@green-ikusaka.org
〔住所〕生坂村5471-8(旧窪田商店) 〔平日〕9:00~17:00



TOPICS

○PPA事業の進捗状況 ○古民家リノベーション体験談
○民家を対象とした断熱改修の補助について



FEATURE

PPA事業が着々と進んでいます

公共施設では村役場、道の駅で再生可能エネルギー（電気）の供給が始まっています。民間施設・一般家庭への導入も順次進めていきます。

今更聞けない？PPAって何だろう！？

建物の屋根や遊休地をいくさかてらすに貸し、太陽光発電設備を設置して再生可能エネルギー（電気）を調達するプランです。



いくさかてらす

太陽光発電で余った電力は他の需要家に供給

- ・太陽光発電設備を無料で配置し管理・運営を行う
- ・太陽光で足りない電力を供給する



需要家

PPA事業に関するお問い合わせ先は以下の通りです。一般家庭向けのご契約等につきましても随時受け付けております。

お問い合わせ先

〔契約に関すること〕 株式会社いくさかてらす Tel 0263-69-2388

〔設置工事等に関すること〕 平林建設株式会社 Tel 0263-69-3121

〔脱炭素事業に関すること〕 いくさかゼロカーボン事務局 Tel 050-3354-7715

古民家リノベーション体験談

齋藤 裕二さん

地区：日岐地区



家のリフォームをするタイミングでこの補助金のことを知り、利用しました。国や県の補助金も利用したことがありますが、この補助金はそれらに比べて申請や報告など、書類のやりとりがシンプルでありがたかったです。わからないところは担当の方と相談しながら申請や報告作業をできるのも心強かったです。断熱工事を終え、ゆとりをもって生坂村の四季を感じるのが楽しみです。（リフォーム工事継続中）

民家を対象とした断熱改修の補助について

令和6年度から古民家の断熱改修を対象とする「古民家脱炭素リノベーション」の補助を実施していましたが、令和7年度からは古民家以外の民家も対象とする補助を実施する予定です。



補助申請する方は、次の全てを満たす必要があります。

- ・生坂村に住民登録があること。
- ・改修しようとする住宅に居住していること。
- ・改修しようとする住宅の所有者であること。

ただし、申請時に補助申請の要件を満たしていなくても、改修事業が終了するまでに、要件を満たすことが明らかな場合は、補助申請できます。

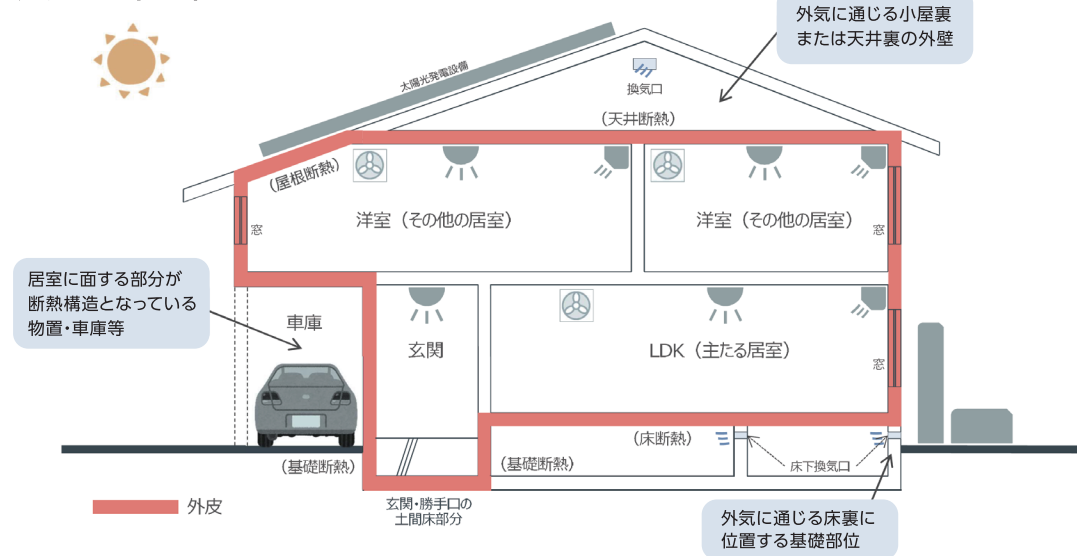
その他

- ・居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修してください。
- ・導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外気等に接する部分（外皮部分：下図を参照）全てに設置・施工してください。
- ・改修事業は村内施工業者に依頼することが要件となります。

- ・改修する部位＝①天井②外壁③床④窓・ガラス
- ・①～④の組み合わせに応じた改修率（※）を満たすことが条件

※延べ床面積に対する補助対象床面積合計（改修する部位（天井を除く）のある居室等の床面積の合計）の割合。
①～④の組み合わせにより25％～100％まで基準が決められている。

図：外皮（一戸建ての住宅）のイメージ



※国土交通省
建築物省エネ法の
ページより引用

受付期間は、村のHPにてお知らせします。
他にも要件がありますので、まずは村づくり推進室までご相談ください。